

平成18年度からの専門医申請者に義務付けられる論文の掲載雑誌について

日本形成外科学会 理事長 杉原 平樹
専門制度検討委員会 委員長 鈴木 茂彦

平成 18 年度からの専門医申請者には「従来の申請資格に加え，形成外科に関する論文を単独または筆頭著者として 1 編以上を必要とする。掲載誌は専門医生涯教育制度細則に準ずる。平成 18 年 4 月より施行する。」と決められています。

生涯教育制度施行細則には，論文について 「日本形成外科学会会誌，雑誌：形成外科，関連学会誌，外国で発行の形成外科専門誌，その他委員会で認めたもの」と記載されています。しかし，「その他委員会で認めたもの」というのはあいまいでしたので，次のように規定させていただきます。

委員会が認める論文の掲載誌の条件は，年に 2 回以上発行されており，査読がある（日本語または英語の）学術雑誌(Journal)を指し，proceedings などは認められない。

なお，論文が受理された日付が提出期限内であれば有効とする。